|  |
| --- |
| **大阪府職員の給与について**　　　　　　　　　　　　　　　大阪府総務部人事局企画厚生課　企画調整グループ《 詳細は大阪府ホームページに掲載しています。<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikakukosei/jinjigyosei/index.html> 》 |

平成25年10月17日に大阪府人事委員会より地方公務員法（以下「地公法」という。）に基づく「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「勧告」という。）がなされました。今回は、地方公務員の給与の仕組みと大阪府職員の給与等について紹介します。

統計トピックス１

**１　地方公務員の給与**

地方公務員の給与は、地公法を根本基準として、各地方公共団体の条例に基づいて定められており、職員の職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づいて決められる給料（いわゆる基本給）と、これを補完する諸手当から構成されています。

　一般職（非現業）の地方公務員は労働基本権が制約されているため、その代償措置として人事委員会勧告制度が設けられており、人事院勧告の内容及び当該団体の民間賃金動向等を総合的に勘案して人事委員会が勧告を行い、国の勧告の取扱いに関する閣議決定等の動向も勘案しながら、具体的な給与改定方針が決定されることとなります。

　また、人事委員会が置かれていない団体（一般市町村）においては、国の取扱いや都道府県の人事委員会勧告等を勘案して、具体的な給与改定方針が決定されることとなり、いずれの場合でも、議会の議決により、給与条例を改正することとなります。

**２　大阪府の職員数と給料表別平均給与（平成25年４月１日現在）**

**３　大阪府職員給与と民間給与との比較（ラスパイレス比較）**

　○平成25年度の比較

（円）

　○過去10年間の給与比較

（歳）

（円）

**４　参考データ**

　　平成25年の大阪府の人事委員会勧告や行政職をはじめ医療職、教育職、公安職等の給与、その他勤務条件等は大阪府のホームページ(下記リンク先)にて公表しています。また、各都道府県及び全国の市町村の給与データについても、総務省のホームページに公表されています。

**職員の給与等に関する報告及び勧告（大阪府の人事委員会勧告）**

[**http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji-i\_kyuyo/kankoku/index.html**](http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji-i_kyuyo/kankoku/index.html)

**人事行政の運営等の状況（大阪府の職員数、給与、勤務条件、服務等の状況）**

[**http://www.pref.osaka.lg.jp/kikakukosei/jinjigyosei/index.html**](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikakukosei/jinjigyosei/index.html)

**地方公務員の給与・定員に関する統計データ（各都道府県及び全国の市町村の状況）**

[**http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/jichi\_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo02.html**](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo02.html)